

デジタル技術を活用して生産性向上や

働き方改革に取り組みませんか

高山市デジタル技術活用促進支援事業補助金のご案内

制度概要

高山商工会議所、高山北・西・南商工会、岐阜県よろず支援拠点の支援を受けて、デジタル技術を活用することにより事業者の生産性を高める取組み、事業所の働き方改革を推進する取組み及び人材不足を補う取組みを行う事業者に対して、市独自の補助金を交付します。

対象事業者

下記の①②③をすべて満たす事業者

- ① 市内に店舗、工場又は事業所を持つ事業者
- ② 中小企業基本法又は中小企業信用保険法に規定する中小事業者
- ③ 個人事業者の場合、市内の住民登録者

補助額

補助率 1/2 補助上限額 30 万円

対象事業の例

- ① テレワーク環境整備
 - ② 会計システム導入による経理時間の削減
 - ③ クラウド活用による業務効率化
 - ④ QR コードを使った在庫管理の効率化
 - ⑤ RPA(ロボティック・プロセス・オートメーション)による定型業務の自動化 など
- ※裏面の補助対象経費に当てはまらない経費は本補助金の対象となりません。
※他の補助金の対象となる経費は本補助金の対象となりません。
※市内事業所を対象としない経費は本補助金の対象となりません。

どのようなデジタル技術を導入することが効果的であるかわからない場合は、まずは高山商工会議所、高山北・西・南商工会、岐阜県よろず支援拠点へご相談ください。

相談員が丁寧に相談に乗ると同時に、デジタル活用の専門家派遣を受けることができる場合があります。

独立行政法人である中小企業基盤整備機構が中小企業向けの IT ツールを紹介しているページがありますので、ご活用ください。

「ここからアプリ」 <https://ittools.smrj.go.jp>

※本ページで紹介するツールすべてが本補助金の対象になるわけではありません。



ここからアプリ QR

補助対象経費

補助対象経費	補助対象経費の内訳
ソフトウェアの新規開発費用	システム構築費、技術導入費、専門家経費(謝金、旅費に限ります。)、外注費(自社で実施できない場合に限ることとし、ソフトウェアの新規開発費用における、システム構築費、技術導入費、専門家経費との併用はできません。)
ソフトウェアの導入費用	ソフトウェア費
ソフトウェアの使用費用	ソフトウェア費、クラウドサービス使用費(ともに初回支払い分に限ります。)
コンサルタント費用	専門家経費(謝金、旅費に限ります。)
DX人材育成・教育費用	専門家経費(謝金、旅費に限ります。)、研修受講料(専門家経費の対象となる研修に対する費用は除きます。)
機器購入費	機器購入費(機器購入費以外の補助対象経費への支払いが10万円以上ある場合を対象とします。) ※機器購入費の補助上限額は5万円です。

申請期間

年間通じて可能です。

ただし、予算上限に達した場合は、年度途中であっても申請受付を終了する場合があります。

また、計画認定を受けている場合であっても、計画認定年度と異なる年度に補助金交付申請を行う場合、補助金の交付ができない場合があります。

申請方法

高山市の本補助金ホームページをご確認ください。

<https://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1000067/1002790/1002803/1018109.html>

「高山市デジタル技術活用促進支援事業補助金」で



高山市
HP

※事業を実施する前に高山市への計画認定申請が必要です。

※計画認定申請時には、高山商工会議所、高山北・西・南商工会において、事業計画の事前確認を受けた上で、市への計画認定申請をする必要があります。

その他

高山市、高山商工会議所、高山北・西・南商工会及び岐阜県よろず支援拠点デジタル技術の活用事例として、補助対象事業を他の事業者に対して紹介することがあります。また、市の広報誌に掲載する場合などは取材のご協力をお願いすることがありますので、ご理解をお願いします。

問い合わせ先

- 高山市役所 商工労働部 商工振興課
TEL:0577-35-3144 FAX:0577-35-3167
E-mail:shoukou@city.takayama.lg.jp